

燃料電池自動車用水素供給設備整備事業実施要綱

(制定) 平成 27 年 3 月 25 日付 26 環エ計第 407 号
(改正) 平成 28 年 1 月 19 日付 27 環地環第 369 号
(改正) 平成 29 年 6 月 15 日付 29 環地次第 76 号
(改正) 平成 31 年 1 月 17 日付 30 環地次第 184 号
(改正) 平成 31 年 4 月 23 日付 31 環地次第 33 号
(改正) 令和元年 8 月 1 日付 31 環地次第 165 号
(改正) 令和 3 年 1 月 22 日付 2 環地次第 545 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、燃料電池自動車の普及促進に向けて、東京都内（以下「都内」という。）における水素供給設備の導入を促進するために行う「燃料電池自動車用水素供給設備整備事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 燃料電池自動車 燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いるものであって、自動車登録番号標（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 11 条第 1 項に規定するものをいう。）若しくは車両番号標（同法第 73 条第 1 項に規定するものをいう。）を表示している自動車又は特別区若しくは市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車若しくは原動機付自転車
- 二 燃料電池バス 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しないバスであって道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けたバス
- 三 水素供給設備 燃料電池自動車等にその燃料として水素を供給する定置式又は移動式の設備
- 四 大規模事業者 次号に掲げる中小事業者を除く法人
- 五 中小事業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する会社又は個人の事業者（ただし、中小事業者と認めないものとして別に定めるものを除く。）
- 六 増設 既存の水素供給設備に加え、新たに水素供給設備を設置すること。
- 七 改修 既存の水素供給設備に新たな機能を付加し、当該水素供給設備の水素供給能力の向上を図ること。
- 八 オンサイト方式 定置式の水素供給設備に関し、水素供給設備を設置する敷地内で製造された水素を燃料電池自動車に供給する方式
- 九 オフサイト方式 定置式の水素供給設備に関し、水素供給設備を設置する敷地以外の場所で製造された水素を水素供給設備まで運搬し、燃料電池自動車に供給する方式

十 液化水素対応設備 オフサイト方式において、液体水素の受入れ及び供給に要する設備

十一 障壁 水素供給設備で発生した事故の影響が敷地境界外等に及ぶことを防止するために設置する壁

(本事業の内容)

第3条 都は、都内に水素供給設備を設置する者に対し、次の経費の一部を助成する。

- 一 水素供給設備の設置費
- 二 障壁の設置費
- 三 既存の設備又は建築物等（以下「既存設備等」という。）の撤去費又は移設費

(助成対象者の要件)

第4条 本事業に係る助成金（以下「本助成金」という。）の交付対象とする者（以下「助成対象者」という。）は、次の全ての要件を満たす大規模事業者又は中小事業者とする。ただし、第6条第四号の助成対象経費の助成対象者は、中小事業者に限る。

- 一 第6条第一号の経費の助成を受けようとする場合は、経済産業省が実施する燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金の補助事業者が行う水素供給設備の設置に要する経費の一部を助成する事業（以下「国事業」という。）に係る補助金の交付決定を受けていること。
- 二 定置式の水素供給設備を都内に設置し、又は移動式の水素供給設備を都内のみで運用すること。

(助成対象水素供給設備等の要件)

第5条 助成対象水素供給設備（本助成金の交付対象となる水素供給設備（当該設備に付随して必要となる設備として別に定める設備を含む。）をいう。以下同じ。）は、都内で設置される定置式の水素供給設備又は都内のみで運用される移動式の水素供給設備（当該設備に付随して必要となる設備として別に定める設備を含む。）であって、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- 一 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第20条に基づく完成検査を受け、同法第8条第一号又は第16条第2項の技術上の基準に適合していると認められたものであること。
- 二 完成日（水素供給設備の種類に応じて当該設備が完成した日として別に定める日をいう。）が平成26年12月26日以降のものであること。ただし、第6条第二号の増設、改修についてはこの限りではない。
- 三 水素供給能力（燃料電池自動車への平均的な水素充填能力をいう。以下同じ。）が50 Nm³/h以上のものであること。ただし、水素供給能力が50 Nm³/h以上100 Nm³/h未満の設備については、ピーク時に燃料電池自動車への水素充填後から10分以内に他の燃料電池自動車に連続して水素充填を開始する場合において、1台当たり40 Nm³/h以上の水素を充填できる能力を有するもの。また、燃料電池バス対応の水素供給設備にあつては、水素供給能力が300 Nm³/h以上であつて、ピーク時に500 Nm³/hの水素を充填可能な能力を有するものであること。
- 四 70MPaの燃料電池自動車に適正な方法で5kgの水素を3分程度で充填可能な能力を有す

るものであること。また、燃料電池バス対応の水素供給設備の場合にあつては、70MPaの燃料電池バスに適正な方法で15kgの水素を10分程度で充填可能な能力を有するものであること。

五 第6条第一号の経費の助成を受けようとする場合は、国事業に係る補助金（以下「国整備補助金」という。）の交付対象となる水素供給設備として決定されたものであること。

六 第6条第二号の経費の助成を受けようとする場合は、燃料電池バスの受入れに必要となる水素供給設備であつて、次の要件のいずれかを満たしていること。

ア 燃料電池バスの受入れを新たに開始するために要する水素供給設備であること。

イ 燃料電池バスに対する水素供給能力を向上させるために要する水素供給設備であること。

2 第6条第三号の経費の助成対象となる障壁は、一般高压ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第7条の3第1項第1号及び第16号並びに第2項第2号及び第30号、第8条第1項第5号、第8条の2第1項第1号、第12条の2第2項第5号並びに第23条第1項第3号並びに第2項第1号及び第2号に規定する技術上の基準に適合するものとする。

3 第6条第四号の経費の助成対象となる既存設備等は、助成対象水素供給設備の設置の支障となると認められるものとする。

（助成対象経費）

第6条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は除く。

一 国整備補助金の交付対象となる設備として決定された助成対象水素供給設備の設置に要する次の経費

ア 水素供給設備機器費（水素供給設備を構成するために必要な設備及び機器に要する経費をいう。以下同じ。）

イ 設計費（水素供給設備の設計に係る経費（官公庁への申請に係る経費を含む。）をいう。以下同じ。）

ウ 設備工事費（水素供給設備の設置に必要な工事に要する経費をいう。以下同じ。）

エ 工事負担金（給電、給水等の工事負担に要する経費をいう。以下同じ。）

オ 諸経費・管理費

二 燃料電池バスの受入れに必要となる助成対象水素供給設備の増設、改修に要する次の経費

ア 水素供給設備機器費

イ 設計費

ウ 設備工事費

エ 工事負担金

オ 諸経費・管理費

三 障壁の設置に要する次の経費

ア 設計費（障壁の設置に必要な設計に要する経費（官公庁への申請に係る経費を含む。）をいう。）

イ 工事費（障壁の設置に必要な工事に要する経費をいう。）

ウ 諸経費・管理費

四 既存設備等の撤去又は移設（既存設備等を再利用することを原則とし、建築物等については建て替える場合を含む。ただし、当該建替えにおいては、建替え前と同等以下のものに限る。）

に要する次の経費

ア 設計費（既存設備等の撤去及び移設に必要な設計に要する経費をいう。）

イ 工事費（既存設備等の撤去及び移設に必要な工事に要する経費をいう。）

ウ 諸経費・管理費

（助成金額）

第7条 本助成金の交付額（以下「助成金額」という。）のうち、前条第1号に係る助成金額は、水素供給設備の種類に応じ、当該各号のとおりとする。

一 定置式の水素供給設備 対応する水素供給設備又は助成対象者の種別に応じて次に掲げる金額

ア 燃料電池バス対応水素供給設備 助成対象経費の合計金額から国整備補助金の確定額（以下「国補助額」という。）を差し引いた金額と390百万円（オンサイト方式の場合）又は350百万円（オフサイト方式の場合）を比べて低い金額とする。

イ ア以外の定置式の水素供給設備

① 大規模事業者 助成対象経費の合計金額に4/5を乗じた金額から国補助額を差し引いた金額

② 中小事業者 助成対象経費の合計金額から国補助額を差し引いた金額

二 移動式の水素供給設備 助成対象経費の合計金額から国補助額を差し引いた金額

2 前項に規定する助成対象経費の合計金額は、水素供給設備の種類等に応じ、別表の上限額の欄に掲げる額を上限とする。

3 助成金額のうち、前条第2号に係る助成金額は、助成対象経費の合計金額に4/5を乗じた金額又は400百万円のいずれか低い金額とする。

4 助成金額のうち、前条第三号に係る助成金額は、事業者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 大規模事業者 助成対象経費の合計金額に4/5を乗じた金額又は30百万円のいずれか低い金額

二 中小事業者 助成対象経費の合計金額又は30百万円のいずれか低い金額

5 助成金額のうち、前条第四号に係る助成金額は、助成対象経費の合計金額又は30百万円のいずれか低い金額とする。

（実施体制）

第8条 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、本助成金の原資として出えんを行うものとする。

2 公社は、前項の出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

3 都は、第1項の出えん金のほか、公社に対し、助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

(実施期間)

第9条 本事業の助成金の交付申請の募集及び申請期間は、平成26年度から令和2年度までとする。

2 本事業の助成金の交付は、令和3年度までに行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 (平成27年3月25日付26環エ計第407号)

この要綱は、平成27年3月25日から施行する。

附 則 (平成28年1月19日付27環地環第369号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月15日付29環地次第76号)

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

附 則 (平成31年1月17日付30環地次第184号)

この要綱は、平成31年1月17日から施行する。

附 則 (平成31年4月23日付31環地次第33号)

この要綱は、平成31年4月23日から施行する。

附 則 (令和元年8月1日付31環地次第165号)

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月22日付2環地次第545号)

この要綱は、令和3年1月22日から施行する。

別表（第7条関係）

助成対象経費の合計金額の上限額

水素供給設備の種類	水素供給能力 (Nm ³ /h)	供給方式	上限額 (百万円)
定置式	300 以上	オンサイト方式 (燃料電池バス対応)	780
		※オフサイト方式 (燃料電池バス対応)	700
		オンサイト方式 (燃料電池バス対応を除く。)	580
		※オフサイト方式 (燃料電池バス対応を除く。)	500
	50 以上 300 未満	オンサイト方式	440
		※オフサイト方式	360
移動式	50 以上	—	300

※液化水素対応設備を設置する場合は、当該設備の上限額として8千万円を追加する。